●使用料の減免基準早見表

○は、免除を示す。 △は、減額を示す。		病害虫防除機	競技広場・照明灯	庭球場	プラネタリウム	自転車等駐車場（定期利用）	農業センター	公民センター	しろい市民まちづくりサポートセンター
免除	国又は地方公共団体が公用又は公共用で使用又は利用するとき。	○	○	○	○		○	○	○
	市立の保育園、小学校又は中学校が保育活動又は教育活動で使用又は利用するとき。	○	○	○	○			○	○
	災害その他やむを得ない事態の発生により応急用に利用するとき。	○	○	○	○		○	○	○
	市又は教育委員会と共催で行事を行うために利用するとき。	○	○	○	○		○	○	○
	市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。	○	○	○	○	○	○	○	○
個人の免除	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する者が利用するとき。				○	○			
	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する者の介助のため現に付き添って利用するとき。（障害者１人につき、１人に限る。）				○				
	市内に住所を有する児童扶養手当を受給する者及び児童扶養手当の受給の対象となる児童が利用するとき。					○			
減額	市が活動を支援している公益性のある市内の団体であって規則で定める団体							△	
	自主防災組織							△	
	白井市自治連合会・小学校区支部							△	
	市民自治組織（自治会等）							△	
	自主防犯組織							△	
	白井市農業研究会							△	
	白井工業団地協議会							△	
	白井市商工会							△	
	白井市社会福祉協議会							△	
	地区社会福祉協議会							△	
	白井市ボランティア連絡協議会							△	
	白井市民生委員児童委員連絡協議会							△	
	白井市心身障害者福祉連絡協議会							△	
	白井市高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブ							△	
	白井市シルバー人材センター							△	
	白井市小中学校PTA連絡協議会							△	
	白井市青少年相談員連絡協議会							△	
	白井市スポーツ少年団・登録団体		△	△					
	白井市体育協会・専門部		△	△					
	総合型地域スポーツクラブ		△	△					
	白井市文化団体協議会							△	
	社会教育関係認定団体							△	
	しろい市民まちづくりサポートセンター登録団体							△	
	白井市小学校区まちづくり協議会							△	
	市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。	△	△	△	△	△	△	△	△